議事要旨

<table>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="3">令和７年度第２回品川区入札監視等委員会</td></tr>
<tr><td>日　　時</td><td>令和７年１２月８日（月）１６時００分
～１７時４０分</td><td>場　　所</td><td>品川区役所本庁舎６階
経理課入札室</td></tr>
<tr><td>出席委員</td><td colspan="3">渡邉委員長（学識経験者）・飯野委員（学識経験者）・斉藤委員（学識経験者）</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="3">審議事項等【議事】
１．令和７年度上半期経理課契約実績について
２．抽出案件の審議について
案件一覧
工事請負契約抽出案件
委託契約抽出案件
物品供給契約抽出案件
３．令和８年度における審議スケジュールについて
４．その他質疑</td></tr>
<tr><td>主な意見等</td><td colspan="3">○委託契約について、プロポーザル方式や総合評価方式により業者が選定される案件が随意契約に含まれるのはなぜか。
⇒プロポーザル方式等についてはどのような形で事業を行うかの提案内容が主な選定のポイントになるため、地方自治法上の入札には当たらず、選定された事業者と随意契約を締結している。

【抽出案件１：品川区新総合庁舎整備工事】
○予定価格はどのように算出されているのか。
⇒国や自治体の行う工事請負契約については、概ね共通したルールに基づき、予定価格の積算を行っている。算出の基準や積算に用いる単価が定められており、建物の実施設計に基づき工数・数量を出した後に、最新単価等が設定された積算システムを利用して予定価格を算出している。また、単価が存在しない項目があれば、その単価の算出のために複数事業者から単価見積書を徴取し、積算を行っている。

○落札率がほぼ 100％となっている理由について。
⇒近年の人件費・物価高騰の影響や、民間工事の需要増の影響も大きいと考えている。</td></tr>
</table>

	○物価や人件費の高騰を予定価格に反映する仕組みは取られているのか。 ⇒発注にあたっては最新の単価や見積もりをもとに積算をしている。また、予算編成を行ってから発注まで一定の期間が開くため、予算の編成の段階で一定の物価の上昇を見越して予算が足らなくならないよう考慮しているほか、複数年にわたって行う工事については、年に１回人件費や材料費等の上昇分を契約変更で増額させるインフレスライドという制度がある。 ○予定価格の算出方法については事業者も認知しているのか。 ⇒積算方法については認知されている。単価については人件費であれば国土交通省や東京都が用いている数字が公表されている。また、機器や数量等の内訳については入札に参加した事業者に配布されており、これに基づいて見積もりをしていただいている。 ○辞退した事業者の辞退理由はわかっているのか。 ⇒技術者の配置が難しいとのことだった。自社で抱えている技術者をどこに配置し工事を行うかという、いわゆる企業判断の一つだと考えている。 ○技術者の配置が難しいというのは入札に参加する前にわからないのか。 ⇒設計図等の積算に必要な資料は入札参加者に配布しているため、まずは入札に参加し、見積期間に応札するかどうか判断していただく流れになっている。 ○入札参加者数が２者というのは少ないのではないか。工事の規模に対し、参加申込みの期間が短かったのではないか。 ⇒入札参加者数が２者だったことについては、民間の需要が高く、公共工事のプレゼンスが低いことが理由の一つと考えている。 入札のスケジュールについては、予算の公表をしているため、予算の段階でこの規模の工事が発注されることを事業者はわかっていたと認識している。特に新庁舎については検討段階から適宜公表をしており、実施設計ができた段階でも建物の概要等を公表してきた。また、ホームページ上で発注予定表についても公表をしていたことからも、申込期間は十分であったと考えている。 ○総合評価方式を採用せず、価格競争とした理由について。 ⇒区は総合評価方式を用いて入札を行う際は事業者に類似工事の履行実績を確認しているが、この規模の工事に関しては区における類似工事がない。また、工事の規模は大きいものの、特殊性もないことから入札で差し支えないと判断した。 【抽出案件２：鮫洲入江広場施設紹介ボード他補修工事】

	○なぜ落札率が 100%なのか。 ⇒本件は対象となる施設の紹介ボードおよび注意板が特注品となっており、材料費、工賃の設定がなかったため、事業者の見積もりに基づいて積算が行われている。経理課でも当該積算を踏まえて予定価格の設定を行った。入札においてより安価な応札をした事業者がいなかったことから落札率が 100%になっている。 ○営業種目を造園としたのはなぜか。 ⇒対象となる施設紹介ボード等は、当該広場の整備工事を実施した際に造園の事業者が設置した特注の公園設備であったこと、４ｍほどの特殊な看板であり、今回の取付も造園工事として発注することが望ましいと判断した。 ○資料に記載されている４者は指名者数か、応札者数か。増やす余地はなかったのか。 ⇒４事業者は指名事業者であり、指名事業者がすべて応札したということになっている。指名数については、予定価格の規模によって決定しており、工事請負指名業者選定要綱において 1000 万円未満の案件の指名業者数を５者以下としていることからも適正な数であると考えている。 【抽出案件３：しながわ水族館高圧ケーブル改修工事】 ○随意契約のなかでも契約額が高いことに理由はあるか。 ⇒交換する高圧ケーブルの延長が 600 メートルと長く大規模であったことに加え、停電がお盆中であり、かつ緊急に手配する必要があったことから、材料費や工事従事者を手配する費用が割高になった。さらに、水族館の特殊性もあり、生物の生命維持の観点から、高圧ケーブルの交換が終了するまでの間に、仮設電源を確保するための設備工事等が含まれていることも影響している。 ○随意契約であっても契約の際に金額の妥当性を確認しているのか。 ⇒施設管理をしている技術者が見積もりを精査し、高額な項目については事業者と相談をしている。 【抽出案件４：品川区立学校モニター一体型電子黒板等賃貸借（２５ＫＺ)】 ○契約額が高額であること、予定価格と契約額が同額であることについて理由はあるか。 ⇒仕様を満たす電子黒板の価格が高額であること、公表している予定価格で応札した１事業者以外辞退したためである。

	○６者が辞退している理由は。 ⇒辞退理由としては、「弊社理由」とだけ記載している事業者が多かったが、仕様を満たす機器の納品が難しいとして辞退している事業者もいた。なお、昨年度実施した電子黒板の賃貸借契約の入札においては、製品仕様はほとんど変わらないものの３者応札があったため、辞退理由は製品仕様だけではないと考えている。 【抽出案件５：品川区教育用タブレット端末等賃貸借（２６ＧＫＺ）】 ○予定価格と契約額の差が大きいのはなぜか。 ⇒価格競争の結果、契約金額が大きく下がっている。本件は、従前のリース事業者から徴取した見積もりが予定価格の設定の資料となっており、予定価格自体は、従前の契約と比較しても特段不自然な金額ではなかったものと考えている。なお、落差となった内訳については、運用に係る費用の減額が大きかった。 ○２者が辞退している理由はなにか。 ⇒「弊社都合」という内容で２者とも辞退しており、詳細は不明である。 ○最低制限価格や低入札価格調査の適用はなかったのか。 ⇒品川区では工事や設計などは最低制限価格を設定しており、その他の契約については入札の結果を尊重している。なお、本件については開札後、契約履行が適正にできるのかという点についても個別にヒアリングを行い、確認をしている。 【審議案件６：品川区教育情報システム再構築業務委託】 ○随意契約である理由について。 ⇒本件契約は、簡易型プロポーザル方式（指名型）により受託者として決定した事業者と随意契約を締結している。業務の遂行にあたり、事業者からの提案要素を重視すべき契約であり、価格競争に適さないものとして簡易型プロポーザル方式を採用した。 ○随意契約の予定価格と契約額が同額になっている理由と経緯について。 ⇒簡易型プロポーザル方式においては、受託者を特定後、当該事業者と事業所管課が打ち合わせを行って詳細な仕様書を作成し、作成した仕様書をもとに事業所管課は受託者から見積書を徴取している。経理課は当該見積書を踏まえて予定価格の設定を行い随意契約の手続きを行うため、多くの場合、予定価格と契約額が同額となる。

	【抽出案件７：（災害対策用）携帯トイレ他】 〇６者が辞退している理由はなにか。 ⇒多くの事業者が手配の難しい商品がある、との理由で辞退している。携帯トイレの製品仕様について、同等品の選定および参考製品の手配が困難だったという事情があったようである。 〇入札参加条件にある「官公庁類似実績があること」とは、過去に官公庁との取引実績が無いと入札参加できないということか。 ⇒本件については、過去５年の間で、国や他の地方公共団体等において防災用品の納入実績があることを条件としている。区の発注する契約では、契約の適正履行を図る目的で、過去の履行実績、納入実績を入札条件として設定することが多くなっている。 〇なぜ一般競争入札にしたのか。指名競争入札でもよかったのではないか。 ⇒製品を発注するにあたり、どの事業者が取り扱えるかの情報をすべて持っているわけではないため、一般競争入札であれば区で把握していないが履行ができる事業者が参加できる可能性があったことから一般競争入札を採用した。 〇製品が特殊であるとのことだが、より安価で一般的な製品に変えることはできなかったのか。 ⇒防災に係る物品では、保存期限の長さや避難所での収納の観点などから所管課が製品を選定しており、水準を下げることが難しい場合がある。 【抽出案件８：投票用紙自動交付機】 〇随意契約とした理由について。 ⇒選挙事務はミスが許されない業務だが、その時だけの選挙事務に従事する職員や派遣職員が各種機器を扱う必要があり、操作説明や当日のトラブル対応のためにも、設置する機器をできるだけ統一しておく必要がある。また、投票日の直前に、動作確認や保守点検等をメーカーに発注する必要もあり、その点からも製品が統一されているほうが公正な選挙を円滑に実施できるという事情がある。本件製品については、メーカーが他社に卸していないとのことで、直接契約を行っている。 【全体について】 〇抽出案件に係る入札事務に関し、委員会として特段指摘すべき内容等はない。

そ　の　他	令和８年４月上旬に事務局から各委員に令和７年度下半期分の契約実績一覧を送付し、各委員が令和８年度第１回品川区入札監視等委員会にて審議する案件を決定する。